

東海市水防計画変更新旧対照表

(令和 7 年度 (2025 年度) 変更)

頁	変 更 前	変 更 後	備 考																								
1	第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)	より良好なデータを取得するため雨量観測所を一部変更																								
3	第2章 水防組織 (略)	第2章 水防組織 (略)																									
4	第3章 水防上の注意箇所 (略)	第3章 水防上の注意箇所 (略)																									
8	第4章 水防活動 (略)	第4章 水防活動 (略)																									
	第3節 観測 (略)	第3節 観測 (略)																									
	1 雨量観測	1 雨量観測																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称 (観測所)</th> <th>電 話</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市消防本部 (署)</td> <td>3 6 - 0 1 1 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土留木橋 (準用河川土留木川)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>順見橋 (準用河川大田川)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称 (観測所)		電 話	備 考	東海市消防本部 (署)	3 6 - 0 1 1 9		土留木橋 (準用河川土留木川)			順見橋 (準用河川大田川)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称 (観測所)</th> <th>所 在 地</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海市消防本部 (署)</td> <td>東海市高横須賀町町新田1-1</td> <td>屋 上</td> </tr> <tr> <td>緑陽コミュニティセンター</td> <td>東海市名和町蓮池17-1</td> <td>屋 上</td> </tr> <tr> <td>三ツ池市民館</td> <td>東海市加木屋町栗見坂2-1</td> <td>屋 上</td> </tr> </tbody> </table>	名 称 (観測所)	所 在 地	備 考	東海市消防本部 (署)	東海市高横須賀町町新田1-1	屋 上	緑陽コミュニティセンター	東海市名和町蓮池17-1	屋 上	三ツ池市民館	東海市加木屋町栗見坂2-1	屋 上
名 称 (観測所)	電 話	備 考																									
東海市消防本部 (署)	3 6 - 0 1 1 9																										
土留木橋 (準用河川土留木川)																											
順見橋 (準用河川大田川)																											
名 称 (観測所)	所 在 地	備 考																									
東海市消防本部 (署)	東海市高横須賀町町新田1-1	屋 上																									
緑陽コミュニティセンター	東海市名和町蓮池17-1	屋 上																									
三ツ池市民館	東海市加木屋町栗見坂2-1	屋 上																									
14	第5章 水防施設 (略)	第5章 水防施設 (略)																									
17	第6章 水防警報 (略)	第6章 水防警報 (略)																									
19	第7章 洪水予報 (略)	第7章 洪水予報 (略)																									
21	第8章 水位情報の周知 (略)	第8章 水位情報の周知 (略)																									

24	<p>第 9 章 通報連絡 (略)</p>	<p>第 9 章 通報連絡 (略)</p>	
26	<p>第 1 0 章 避難 (略)</p>	<p>第 1 0 章 避難 (略)</p>	
27	<p>第 1 1 章 他の水防機構との協力支援 (略)</p>	<p>第 1 1 章 他の水防機構との協力支援 (略)</p>	
28	<p>第 1 2 章 水防訓練及び水門の監視 (略)</p>	<p>第 1 2 章 水防訓練及び水門の監視 (略)</p>	
30	<p>第 1 3 章 公用負担 (略)</p>	<p>第 1 3 章 公用負担 (略)</p>	
32	<p>第 1 4 章 水防実施報告 第 1 節 水防実施報告 水防が終結したときは、関係各課は遅滞なく次の事項を水防本部に報告し、水防管理者は、3日以内に取りまとめて、第1号様式、第2号様式により、愛知県知多建設事務所長に報告する。(法第47条) (略)</p>	<p>第 1 4 章 水防実施報告 第 1 節 水防実施報告 水防管理者は、県水防本部からの指示があった場合、関係各課に遅滞なく次の事項を水防本部に報告させ、水防が終結したときから3日以内に取りまとめて、第1号様式、第2号様式により、愛知県知多建設事務所長に報告する。(法第47条) (略)</p>	<p>愛知県水防計画に合わせた変更</p>